

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月15日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第 3 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校等の設置の認可申請又は届出の手續) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 専修学校の設置の認可の申請にあつては、第 1 項各号に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。 (1) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第 2 号。以下「基準」という。） <u>第25条</u> に規定する設備の種類及び数を記載した調書 (2) 基準 <u>第26条</u> に規定する照明設備の種類及び数を記載した調書及び図面 4・5 [略]	(学校等の設置の認可申請又は届出の手續) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 専修学校の設置の認可の申請にあつては、第 1 項各号に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。 (1) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第 2 号。以下「基準」という。） <u>第49条</u> に規定する設備の種類及び数を記載した調書 (2) 基準 <u>第50条</u> に規定する照明設備の種類及び数を記載した調書及び図面 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。